

誰がつくったの?どこで、どうやって作ったの?

消費者の素朴な疑問に答えるのが「生産情報公表JASマーク」です。

消費者の「食」に対する信頼確保のため、生産者の顔が見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報について事業者が消費者に正確に伝える仕組みを第三者機関（登録認証機関）が認証するJAS制度の事です。

Point! 誰が、どこで、どのように生産したか（生産情報）が、わかる！

生産情報公表農産物の場合

農産物識別番号*11234567

〇〇県産

みかん（生産情報公表農産物）



生産情報の公表の方法

<http://www.xxx.co.jp>



認証機関名

生産情報は、この項目に表示されている方法により確認することができます。店頭で生産情報が掲示されていることもあります。



こんなことがわかります

どこで収穫されたの? ⇨⇨⇨ 生産者の住所や連絡先、ほ場の所在地

いつ収穫されたの? ⇨⇨⇨ 収穫期間

どのように栽培されたの? ⇨ 農薬の名称と使用回数、肥料の種類とその施用量、等
※化学合成農薬・化学肥料について、地方公共団体の基準と比較した削減割合を公表することもできます。

その他（任意情報）

※栽培方法、品種、生産者の顔写真などの情報についても、公表することができます。

※1：農産物の生産単位を識別するために必要な番号・記号で、生産行程管理者（生産農家等）が農産物ごとに定めているものをいいます。

生産情報公表JASの対象食品



牛肉



豚肉



農産物



養殖魚

特色JASマーク



認証機関名

Point! 第三者がきちんと確認！

農林水産大臣

登録認証機関※2

生産情報の記録・保管・公表

生産者（農産物）

認証生産行程管理者（生産農家等）

認証

JASマークを付けて販売

情報の伝達

情報の伝達

販売業者

認証小分け業者（販売業者等）

認証

情報の伝達

消費者

認証

※2：農林水産大臣の登録を受けて、生産行程管理者や小分け業者を公正、中立に認証する第三者機関

登録認証機関は、生産農家及び販売業者等が定められた基準に従って適切に業務を行っているか調査をし、認証します。また、認証後も定期的に調査を実施します。

生産情報公表牛肉の場合



店頭での表示やインターネット等を通じて生産情報入手することができます。



※1 荷口番号(牛肉・豚肉)又は豚群識別番号(豚肉のみの場合もあります)

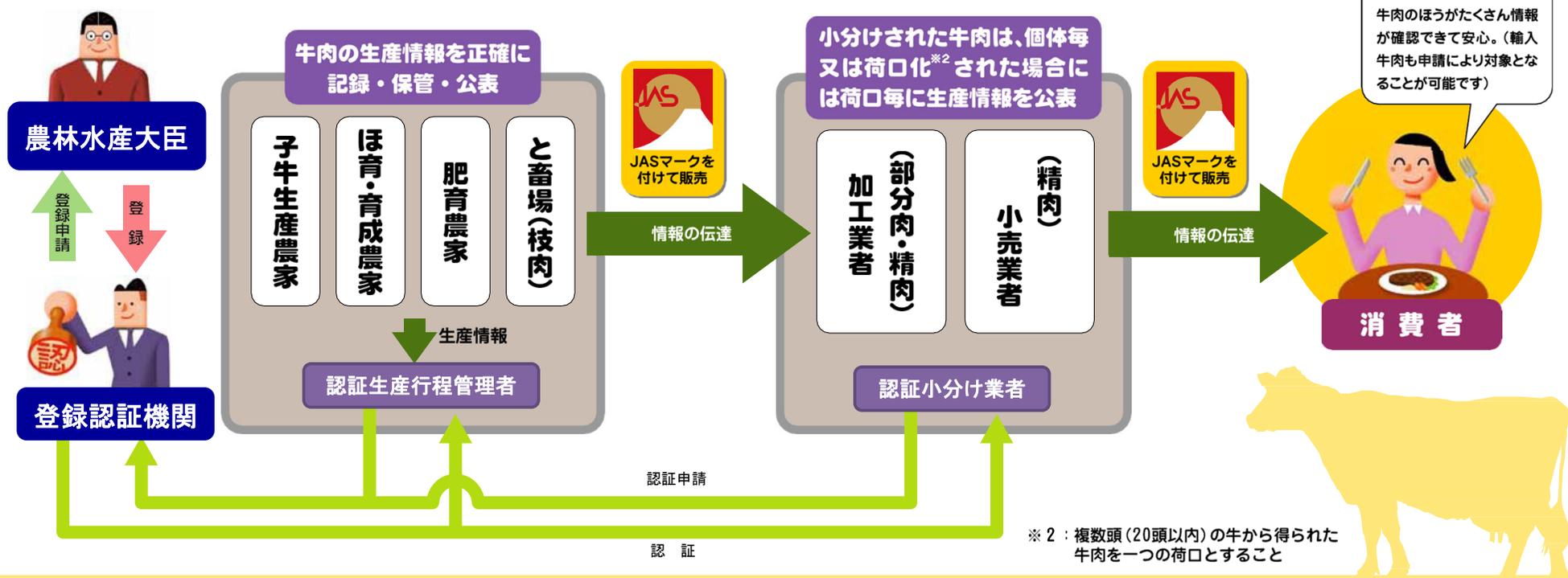
生産情報公表JAS規格では、こんなことがわかります

- 〈牛肉の場合〉
- どういう牛なの? → 個体識別番号※2、出生年月日、牛の種別(ホルスタイン種や黒毛和種等)等
- 誰が生産したの? → 管理者の名称、と畜者の名称等
- どこで生産したの? → 飼養施設の所在地、と畜場の所在地
- どのように生産したの? → 給餌飼料、動物用医薬品

注: JASマークが貼られた輸入牛肉の生産情報も公表されます。
 なお、牛肉では「牛肉トレーサビリティ法」※3に基づき、平成16年12月より販売業者等に個体識別番号の表示が義務づけられ、上の点線の枠の牛の生産情報が公表されます(牛肉トレーサビリティ法では個人が特定できる情報は、本人が同意した場合に公表)。

※2 牛や豚一頭ずつそれぞれに付けられた個々の番号。この番号によりインターネットやFAX等を通じて、生産や生育の状況を調べることができます。なお、豚肉については、一豚群ごとに付けられた豚群識別番号の場合もあります。
 ※3 牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において個体識別番号を正確に伝達する制度を定めた法律。

●生産情報公表牛肉のJAS制度の仕組み



Q

生産情報はどうすれば
見ることができるの？



A

商品のラベルに表記されている生産情報の
公表方法より入手することができます。
インターネットなどで詳細な情報にアクセスできます。

【農産物の場合】

農産物識別番号

消費者が購入する農産物の
生産情報を正確に記録・保持
するために農産物ごとに識別
番号をつけ管理します。

インターネットや店頭等で農産物識別番号を確認することにより
生産情報にアクセスできます。



生産情報の公表の方法



生産情報は、この項目に
表示されている方法で確
認できます。インターネット、FAX、店頭表示等で
公表されている場合もあ
ります。

Q

生産情報を見ると
どんなことがわかるの？



A

誰が、どこで、どのように生産したか
(生産情報) が詳細にわかるから安心です！

【農産物の場合】



どこで収穫されたの？

生産者の住所、氏名や連絡先、
ほ場の所在地がわかります。

いつ収穫されたの？

収穫された時期がわかります。

どのように栽培されたの？

農薬の種類と使用回数、
肥料の種類とその施用量、等
※化学合成農薬・化学肥料について、削減割合が
公表されている場合もあります。

その他 (任意情報)

生産者の任意で栽培方法、品種、生産者
の顔写真などの情報についても、公表
されている場合があります。

【牛肉・豚肉の場合】



どういう牛・豚なの？

個体識別番号、出生年月日等がわかります。

誰が生産したの？

管理者の名称、と畜者の名称等がわかります。

どこで生産されたの？

飼養施設、と畜場の所在地がわかります。

どのように生産したの？

給餌飼料、動物医薬品の使用等がわかります。

Q

どんな仕組みなの？



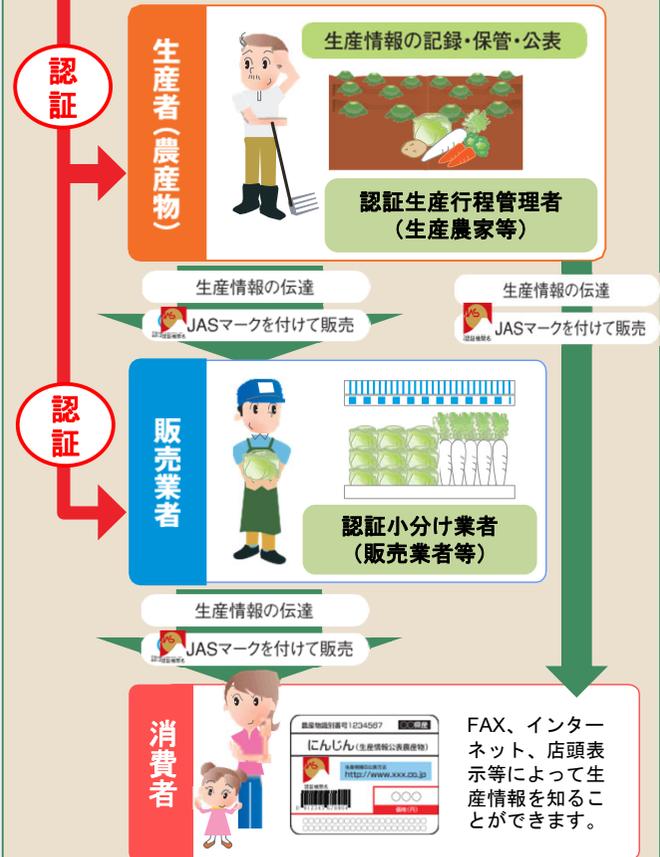
A

公正、中立な第三者機関(登録認証機関)が
きちんと確認しています。

【農産物の場合】



登録認証機関は、生産農家及び販売業者等が定められた
基準に従って適切に業務を行っているかを調査し、認証します。
また、認証後も定期的に調査を実施します。



生産情報の記録・保管・公表
認証生産行程管理者
(生産農家等)

生産者 (農産物)

販売業者

消費者